

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和2年5月1日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第3号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

損害賠償額の決定について

市は、施設管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和2年3月31日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 514,510円
- 2 損害賠償の相手方 京都府南丹市在住 51歳女性
- 3 事故の概要
平成30年9月17日午前8時50分頃、相手方が亀岡運動公園体育館大競技場観客席の階段を下降中、浮き上がっていた滑り止めゴムにつまずいて転倒し、左手等を負傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 514,510円
- 2 損害賠償の相手方 京都府南丹市在住 51歳女性

3 事故の概要

平成30年9月17日午前8時50分頃、相手方が亀岡運動公園体育館大競技場観客席の階段を下降中、浮き上がっていた滑り止めゴムにつまずいて転倒し、左手等を負傷した。